

橋本周辺広域市町村圏組合管理者の職務を代理する職員の順序を
定める規則

平成 11 年 3 月 31 日
規 則 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 2 項の規定により、管理者及び副管理者ともに事故があるとき、又は管理者及び副管理者ともに欠けたとき、その職務を代理する職員の順序は次のとおりとする。

第 1 順位 事務局長

第 2 順位 職務の等級の高い者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。